

月廿七日午後一時山ニ入拂

但シ依長辭任者ニハ給料ノ一分ノ一定ノ割合ヲ以テ又拂
三 内規手當ハ(前記又拂後)今自給料額ノ一分ノ一定ニ入拂
但シ三十六ヶ月ノ期ハス

電信社金ハ全退職手當完了後ニ於テ各自給料ノ一分ノ一ニテ
出マシムル金額ヲ入拂フ

五 各自ニ對シテ未精算アルヲ以テ又拂ハ恩ヲ各自毎ニナマ
六 又拂ハ本人若シハ其後ニ限ル(希望依リ各家庭ニ送金ス)

七 四月十五日社員ハ更ニ会社ヲ訪問シタルニ又会社ハ合株者自
ラ回答ヲ居シ金見シ避ケシ

八 四月十六日志賀太丸外七名ハ会社手當加藤親三ヲ訪問要
事項ノ即時実行ヲ懇請シタルニ要領ヲ得テ退出セリ

六 西者ノ動靜

今社ハ社員手當等ニ於テ全策ニ考テシツ、アリ

社員側ハ甘ノ候本部ヲ大崎所相ケ各ニ丸番地ニ設ケ對策シ協
議シツ、アルニ因テ下特異ノ行動ナレ

三 警 察 取 締

前記四月十五日ニハ加藤親三ニ對シ面會豫要査査申渡アリシ
シ以テ一時左記ヲ檢束シタルニ向モナシ加藤ノ上放逐セリ
尚三月廿三日事件發生時兼行ヲ為シタル者青木二一郎ハ取調
ハノ上翌日身初シ放逐セリ

檢束者氏名

- 解雇社員
- 志賀太丸
- 松井信太郎
- 深川留三郎
- 青木二一郎
- 小西壽夫
- 藤谷榮次
- 園中佐十郎